

【案】

仮 契 約 書

下記市有財産売買について、売渡人（以下「甲」という。）と、買受人（以下「乙」という。）とは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年四日市市条例第１２号）第３条の規定により、四日市市議会の議決を得たときに本契約を締結するものとし、下記のとおり仮契約を締結する。

なお、四日市市議会の議決を得ることができず、本契約を締結することができないときは、発注者はこれにより生じた一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

甲は、四日市市契約施行規則（昭和３９年四日市市規則第１２号）第１４条第４項の規定により、本書を乙に交付するものとする。

ただし、議会の議決までの間に会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされた場合のほか、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合においては、仮契約を解除することがある。

記

１ 件 名 市有財産「楠町北五味塚土地及び建物」売却

２ 所 在 地 四日市市楠町北五味塚字塩役１４５２番１
四日市市楠町北五味塚字塩役１４５０番１

３ 契約金額 ￥ . ー
〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ . ー 〕

令和８年 月 日

所 在 地 四日市市諏訪町１番５号
甲 四日市市
氏 名 四日市市長 森 智広

所 在 地
乙 氏名・名称
及び代表者